

学校法人明徳学園 個人情報の保護に関する基本方針

施行 平成17年 4月 1日

学校法人明徳学園（以下「学園」という。）は、個人情報の重要性について深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の精神に基づき、「明徳学園 個人情報の保護に関する基本方針」を定め、教職員全員が以下の取り組みに努めます。

1. 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に対する情報で、次の何れかに該当するものをいいます。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等、特定の個人を識別することができるもの
- (2) その情報のみでは特定の個人を識別できないものの、他の情報と容易に照合することができ、この情報により個人を識別できることとなるもの

2. 個人情報の収集と利用

学園は、質の高い教育サービスを行うために利用目的を明確にしたうえで、必要な目的の範囲内に限り、適正な手段により個人情報を収集します。

その利用目的は、法令の定めによる場合を除き、本人（個人情報を識別される特定の個人）に通知又は公表します。

3. 個人情報の管理

学園が収集した個人情報は、適切・慎重に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改竄、及び漏洩などのリスクを認識し、これらを防止するために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。万一の発生時には速やかに是正措置を実施します。

また、外部委託や第三者に対し、個人情報の提供をする場合は、漏洩、再提供等がないよう、適切に指導・監督を行います。なお、情報提供いただいた本人（未成年者の場合は保証人、保護者及び法定代理人）の承諾のある場合、及び法令の定めによる開示を求められた場合を除き、第三者に対してデータを開示・提供することはいたしません。

4. 個人情報の開示、訂正、削除等

原則として、本人からの個人情報の開示、訂正、削除等の請求があり、適正な理由があると管理責任者が判断した場合のみ請求に応じます。卒業、在学、成績等の証明書

による開示は発行料を徴収します。また、未成年からの開示請求は、内容により保護者等による請求が必要となる場合があります。電話やファックスによる問い合わせ、開示等の請求には原則として応じません。開示手続は該当する個人情報の取り扱い部署の窓口で文書にて請求して下さい。

5. 法令の遵守

学園では、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法その他学園が保有する個人情報に関して適用される関係諸法令、文部科学大臣の定める指針、及び本基本方針を遵守致します。

6. 個人情報保護に関する継続的改善

学園では、個人情報保護に関する管理体制、仕組み及び取組の継続的改善を行うため、「個人情報に関する規程」や管理体制、セキュリティシステムの定期的な見直しを行います。また、教職員がこの「個人情報の保護に関する基本方針」を認識し、学生等に対して周知させ、研修を実施し、学園の個人情報保護に関する啓蒙を行い、意識の高揚を図ります。

附則　　この基本方針は、平成17年4月1日から適用します。